

第11回鏡石町議会臨時会

第11回鏡石町議会臨時会は11月10日（水）招集され、3議案が可決されました。

鏡石町議会臨時会は11月10日（水）開会し、一般会計補正予算など議案3件を可決しました。

議案の詳細は、一般会計補正予算として、「境西団地内宅地不同沈下に関する損害賠償請求事件」にかかる訴訟費用、訴訟代理人委託料2,281千円、損害賠償請求事件賠償金35,007千円を追加しました。その他、南町地区工場用地造営工事に伴う町道路線の認定変更について、同工場用地の売買契約締結に伴う財産処分に係る議案の3件でした。



▲臨時議会であいさつをする遠藤町長

遠藤町長は議会冒頭で「今回3件の議案を提出しておりますが、特に、一般会計補正予算については、長年係争を続けてきた事件に係る費用で、町としては、これ以上裁判を長引かせた場合、裁判費用の拡大等原告被告双方にメリットはなく、一日も早く町と住民とで信頼関係を築くことが大切と考えております。」と挨拶しました。

境西団地内宅地不同沈下裁判で損害賠償金支払い

町が、今年1月26日に福島地方裁判所郡山支部から言い渡された「境西団地内宅地不同沈下裁判」の判決を不服として、仙台高等裁判所に控訴していた控訴審判決が10月29日に言い渡され、「控訴棄却」という判決が下されました。

町は、この結果を重く受け止め、協議検討を重ねた結果、先月10日の第11回議会臨時会において、約3千5百万円にのぼる損害賠償のための関連補正予算を提出し、可決されました。

この裁判は、町が、昭和61年に造成分譲した「境西団地」を購入し、建築した家屋2棟が地盤沈下により、著しく傾いたとして平成19年3月に提訴を受けた

裁判で、一審の福島地方裁判所郡山支部においては、原告被告双方からの主張と反論、そして、証拠品の提出などを行い、係争してきました。

町は、一審を通過して、当時、遊休地となっていた土地を取得し、住宅地として造成分譲したに過ぎず、建物の不同沈下は、造成分譲側の責任のみならず、建物を設計施工した建築業者にも、責任の一端があるものと主張してきましたが、今回の判決では、建築業者の過失の有無には言及せず、町の造成分譲地は、安全・安心という面で、信義則上の問題として、町側の責任が大きいとの判決となり、町が損害賠償することとなりました。

今後の対策としては、団地内の各世帯に対して、経過説明と状況調査を実施することを検討しています。また、再発防止策の徹底として、町と住民の信頼回復を基本に、「安全・安心」の確保に向けて、万全な調査と対策に努めてまいります。

信頼回復に努める

町は、今回の判決を受け入れるにあたり、①平成19年3月から3年7ヶ月の長期にわたる係争事案であり、傾いた家屋が現状のまま補修されていないこと。②裁判の長期化は、費用の面からも原告被告双方にメリットはないこと。③地域住民との間で、一日も早く信頼関係を築く必要があること。など、総合的に判断した結果、本判決を受け入れることとしたものです。

■団地内住民への説明と調査を実施

今後の対策としては、団地内の各世帯に対して、経過説明と状況調査を実施することを検討しています。また、再発防止策の徹底として、町と住民の信頼回復を基本に、「安全・安心」の確保に向けて、万全な調査と対策に努めてまいります。

事件に関わる年表	
昭和62年3月	境西団地27・30・47号売地開約
平成4年6月	水産スレート敷き2階建て 新築
平成5年6月	水・敷設コンクリート造5階建て地下1階付2階建て 新築
平成12年	議員の不具合、沈下り、床の傾斜
平成14年1月	基礎ジャッキアップ 補修
平成16年4月	基礎ジャッキアップ 補修
平成19年3月	福島地方裁判所郡山支部に控訴提出
平成19年4月	第1回控訴審判決（平成21年12月まで18回に亘り控訴）
平成19年10月	町内で地盤沈下調査
平成21年9月	原告・被告双方の建築費による証人尋問
平成21年12月	第1審 結審
平成22年1月	第1審判決宣讀
平成22年2月	控訴の受理（判決2/3）
仙台高等裁判所へ「控訴の提起」	（2/4）
原告側から原告物買戻しとの提訴	（2/4）
強制執行停止決定（2/4）	
平成22年3月	仙台高等裁判所に控訴理由書提出（控訴理由）
・原告側、町側側部分の取り消し、被告側の請求棄却	
・原告側の控訴費用の負担	
平成22年4月	原告側から仙台高等裁判所に控訴理由書提出される
【控訴理由書】	
・原告へ3,720万円及び3,100万円の支払い	
・原告側の控訴費用の負担	
・仮執行宣言	
「原告側の控訴、訴訟費用の負担はか」の理由による	
（4/15 郡山府署クラブで土壌汚染の発見）	
町として、土壌汚染に関して、原告及び専門業者と対応協議し、調査を始める	
仙台高等裁判所において第1回控訴審判決（4/22）	
（2022年10月29日の判決まで4回の控訴審判決）	
平成22年8月	土壌汚染調査を受けての土壌汚染調査結果の公表（「いずれも調査結果を公表する」）
平成22年9月	原告側から「損害賠償請求書」提出
平成22年10月	第2回控訴審判決（10/29）
・損害賠償金35,007千円・原告3,559千円	
平成22年11月	町議会臨時会において補正予算案議決（11/10）

鏡石町総合相談室を設置

町では、11月1日から総合相談室の本格運用を開始しました。今月は、相談に応じてくれる相談員の皆さんを紹介したいと思います。

町では、10月から相談員として、活動されていた真船義行さんに加えて、星悠紀雄さんと齋藤博さんを、新たに町の総合相談員として委嘱しました。

総合相談室は、町民の皆さんが、気軽に様々な相談ができる場所を確保するために新たに設置されたものです。相談に応じて3名はベテランの皆さんで、広い知識と経験を備えた方々です。普段の生活の中で、困ったことなどがありましたら、一人で悩まずにぜひお気軽にご相談にいらしてください。

町役場総務課 ☎62-21111（総務課から相談室へ転送いたします。）



「私たちが皆さんの相談にお応えします。お気軽にお越し下さい。」



相談室はこちらです。



真船 義行さん

「安心して住める町づくりに貢献したいです。これまでも様々な相談を受けてきた経験を活かして皆さんのお役に立ちたいと思っています。相談室を、多くの方に利用してほしいので、些細なご相談でも結構ですので、ぜひお気軽にお越しください。」

◎担当曜日 随時
◎専門分野 行政相談一般



齋藤 博さん

「スピーディーで丁寧な窓口対応を心掛けて、相談に来られた方のお役にたてるよう頑張ります。また、元銀行員としての知識と経験を生かしたアドバイスも出来ますので、ぜひお越しください。」

◎担当曜日 火曜～金曜
◎専門分野 経営相談、借金問題、相続関係、その他行政相談一般



星悠紀雄さん

「就職状況が厳しい中、少しでも皆さんのお役にたてるよう頑張ります。以前は労働相談関係の職に就いていたのでその分野では特に皆さんのお役にたてるかと思えます。ぜひお越しください。」

◎担当曜日 随時
◎専門分野 就職相談、労働問題、人権問題、その他行政相談一般

知っていますか？ 個人住民税の特別徴収強化月間実施中

給与所得者の個人住民税（町民税と県民税）は、法令により、原則として事業者が給与から特別徴収（引き落とし）して、従業員に代わって町に納税することになっています。

皆さんもご自身の給与明細をもう一度チェックして、特別徴収されているか確認してみてください。

〈事業者の皆さんへ〉

- 原則としてパート等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。
- 税額の計算は町で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする必要はありません。
- 〈従業員の皆さんへ〉
- 納税に金融機関等へ行く手間が省けます。
- 毎月の給与から引かれるので、普通徴収の年4回払いに比べて、一回当たりの負担が軽くなります。

お問い合わせ先
税務町民課 ☎62-21114